

災害時の応急対策業務の実施に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と栃木県建設産業団体連合会（以下「乙」という。）とは、「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意書（平成9年1月20日締結）」第3条の規定に基づき、当該合意書の内容を実現するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び栃木県地域防災計画の趣旨に基づき、県内で大規模災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急対策業務」という。）を実施するために必要な事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（連絡責任者）

第2条 本協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施する地域を所管する農業振興事務所、林務事務所、土木事務所等の長（以下「事務所長」という。）を、乙にあっては、乙を構成する各組織の長、但し、支部を有する組織にあっては、当該地域に係る支部の長（以下「支部等の長」という。）を連絡責任者とする。

（協力体制）

第3条 支部等の長は、協定締結後、応急対策業務の実施可能な者（以下「業務協力者」という。）を選定し、業務協力者の名簿を速やかに事務所長に提出するものとする。

2 名簿には業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載するものとする。

3 支部等の長は、業務協力者の名簿の内容に変更が生じたとき、事務所長が特に求めたとき又は協定の有効期間を延長したときは、業務協力者の名簿を事務所長に提出するものとする。

（協力の要請及び受諾）

第4条 応急対策業務に関する協力の要請は、事務所長から支部等の長に対して行うものとする。

2 支部等の長は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り事務所長の要請を受諾するものとする。

3 前項の協力の要請及びその受諾は文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

（業務の実施）

第5条 支部等の長は、第4条の規定に基づき応急対策業務の要請を受諾したときは、被災地の状況を考慮した上で、業務協力者名簿から当該業務を遂行可能な者を事務所長に報告するものとする。事務所長は支部等の長の報告を参考に当該業務を遂行するに適した業者（以下「業務施工者」という。）を選定する。

- 2 選定された業務施工者は、事務所長の指示に従い、直ちに応急対策業務を実施するものとする。この場合、当該業務は、その目的を達成するための最小必要限度のものとする。
- 3 甲は、当該業務に要した経費を負担することとし、速やかに当該業務を実施する業務施工者と契約書を取り交わすものとする。
- 4 業務施工者は、業務の実施にあたり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（従事者の補償）

第6条 第5条の規定に基づき、応急対策業務に従事したものが、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれにも異議のない場合には、その翌日から1年間有効期間を延長し、以後この例によるものとする。

（補則）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

2 平成9年1月20日に締結した災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定書は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

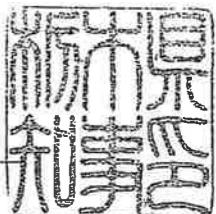
平成17年10月26日

甲 宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県

知事

福田富



乙 宇都宮市築瀬町1958番地1

栃木県建設産業団体連合会

会長職務代行 副会長 前田光



